

名古屋市公報	令和元年11月 7日 第27号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則	目 次	
○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第51号)	4
○ 名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則	(市経・住民課) (第52号)	7
告 示	目 次	
○ 名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託	(緑土・農業センター) (第342号)	9
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第343号)	10
○ 道路の位置の指定を受けた道路の一部の廃止の指定	(住都・建築指導課) (第344号)	11
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第345号)	12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第346号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第347号)	17
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第348号)	19
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第349号)	20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第350号)	21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課) (第351号)	24
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託	(市経・消費流通課) (第352号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第353号)	26

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第354号)	27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第355号)	31
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第356号)	33
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第357号)	35
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第358号)	37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第359号)	38
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第360号)	41
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第361号)	49
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第362号)	50

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第15号)	52
-------------------	--------	----

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	53
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消公告	(上下水・営業課)	54
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	55
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の取消公告	(上下水・営業課)	56

正 誤

○ 令和元年10月 2日付け名古屋市公報第22号中の訂正について	57
----------------------------------	----

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第51号）

- 1 改正内容

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）の改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 7号様式、第 11号様式、第12号様式及び第23号様式関係）
 - (2) その他規定の整理を行います。（第 9条関係）

- 2 施行期日

- 公布の日から施行します。

- 名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則（第52号）

- 1 改正内容

- 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 6条及び第 9号様式関係）

- 2 施行期日

- 令和元年11月 5日から施行します。

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第51号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 2項中「第23条第 1号又は」を「第23条第 2項第 1号（」に改め、「含む。）」の次に「において準用する場合を含む。）」を加える。

第 7号様式中

「

精神障害者本人	氏 名	⑤	生年 月 日	年 月 日
	住 所			
家族の 連絡先	氏 名		精神障害者 との続柄	
	住 所			

を
」

「

続柄					
氏名		性別	男・女	生年 月日	年月日
住所					
続柄					

を

」

「

続柄			
----	--	--	--

4 障害福祉サービスに係る事業を行う者

名称		連絡先	
所在地			

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書、届及び依頼書は、この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月 1 日

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市規則第52号

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市印鑑条例施行細則（昭和46年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「又は氏及び名」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏であって、住民票に記録されているものをいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称であって、住民票に記録されているものをいう。以下同じ。）又は氏、名及び旧氏若しくは通称」に改め、「住民票に記録されている通称でこれらに相当するもの又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第9号様式中

「

生 年 月 日	
---------	--

を

」

「

生 年 月 日	
旧 氏	

に改め、同

」

様式備考中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 旧氏欄は、日本人住民に限り表示する。

附 則

この規則は、令和元年11月 5 日から施行する。

名古屋市告示第 342号

名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務を、次のように委託しました。

令和元年10月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
公益財団法人名古屋市みどりの協会
理事長 二神 望

2 委託した期間

令和元年10月 8日から同年11月30日までのうち名古屋市農業センター条例
施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条に規定する市長が指定す
る期間

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 343号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年10月28日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和元年 6月25日 31指令住開指第78号	名古屋市守山区小幡四 丁目 744番外 1筆	東京都練馬区石神井町二 丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
令和元年 6月11日 31指令住開指第52号	名古屋市北区楠三丁目 415番外 6筆	三重県津市高茶屋小森町 4000番地 2 株式会社川崎ハウジング 中部 代表取締役 川崎昌美
令和元年 5月22日 31指令住開指第35号	名古屋市緑区有松3127 番外 2筆	名古屋市緑区鶴が沢一丁 目1319番地 東部建設株式会社 代表取締役 藤田繁樹

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 344号

道路の位置の指定を受けた道路の一部の廃止の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定により道路の位置の指定を受けた道路の一部について廃止の指定をしました。

令和元年10月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 廃止の指定をした道路の部分の位置
名古屋市瑞穂区弥富町字円山53番70の一部、70番52の一部及び70番55
- 2 廃止の指定をした道路の部分の指定年月日及び番号
昭和39年11月12日第24号
- 3 廃止の指定をした道路の部分の延長及び幅員
延長 34.50メートル 幅員 4.00メートル
- 4 廃止年月日
令和元年10月25日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 345号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和元年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
西堀形成外科クリ ニックタワーズ院	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号	令和元年 9月 2日
足立耳鼻咽喉科伏 見クリニック	名古屋市中区栄一丁目 2番 3号	令和元年 9月 1日
はやかわこころの クリニックー社	名古屋市名東区一社二丁目 8番地	令和元年 9月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

藤デンタルクリニック	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	令和元年 8月 1日
ナカノ歯科医院	名古屋市西区那古野二丁目10番20号	令和元年 9月 1日
久屋大通スワン歯科・矯正歯科	名古屋市中区錦三丁目 5番 4号	令和元年 7月 1日
荒川歯科医院	名古屋市中川区山王三丁目 9番 8号	平成31年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
キョーワ薬局栄生店	名古屋市西区栄生二丁目 7番 5号	令和元年 8月 1日
アプリコ薬局星崎店	名古屋市南区鳴尾一丁目29番地	令和元年 9月 1日
たんぼぼ薬局守山 いつき病院前店	名古屋市守山区守山二丁目18番23号	令和元年 9月 1日
日本調剤一社薬局	名古屋市名東区一社二丁目 8番地	令和元年 9月 1日
ウエルシア薬局名古屋平針駅前店	名古屋市天白区平針二丁目1403番地	令和元年 8月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ソフィア訪問看護 ステーション千種	名古屋市千種区北千種一丁目 4番10号	令和元年 7月 1日

訪問看護ステーションみらいふ	名古屋市西区清里町 450番地	令和元年 7月 1日
チームミューズ	名古屋市中区栄一丁目13番 4号	令和元年 7月 1日
愛知訪問看護ステーション	名古屋市瑞穂区桜見町 2丁目13番地	令和元年 9月 2日
すこやか訪問看護ステーション	名古屋市守山区大字中志段味字上寺林 104番地の 3	令和元年 7月 1日
ういず訪問看護ステーション	名古屋市守山区竜泉寺一丁目 920番地	令和元年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 346号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年10月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	なごや東在宅ケアクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市名東区山香町 110番地
	新	名古屋市名東区植園町 3丁目18番地
変 更 年 月 日	令和元年 8月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	とうかい歯科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市東区徳川二丁目 1番 8号
	新	名古屋市東区徳川二丁目 1番18号
変 更 年 月 日	令和元年 7月 1日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	ますこ訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市中村区豊国通 4丁目38番地
	新	名古屋市中村区竹橋町25番14号
変 更 年 月 日	令和元年10月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 347号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年10月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
西堀形成外科藤が 丘院名古屋東・皮 ふ外科クリニック	名古屋市名東区藤が丘 141番地	令和元年 8月16日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤デンタルクリニ ック	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	令和元年 7月 1日

荒川歯科医院	名古屋市中川区山王三丁目 9番 8号	平成31年 4月 1日
--------	--------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
マックスバリュ千種若宮大通店薬局	名古屋市千種区千種二丁目16番13号	令和元年 9月 1日
有限会社下田薬局	名古屋市中村区並木二丁目 321番地	令和元年 7月31日
かまつか調剤薬局	名古屋市瑞穂区釜塚町 1丁目45番地	令和元年 9月 1日
大栄堂薬局	名古屋市瑞穂区彌富通 1丁目27番地	令和元年 9月 1日
キョーワ薬局千音寺店	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三角 243番地	令和元年 7月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 348号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
服部内科クリニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和元年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 349号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
服部内科クリニッ ク	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和元年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 350号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
天野鍼治療院	名古屋市北区志賀町 4丁目65番地の 2	令和元年 7月31日
天野 みのり		
ほむら治療院	名古屋市名東区高針四丁目 419番地	令和元年 8月23日
野田 健二		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
天野鍼治療院	名古屋市北区志賀町 4丁目65番地の 2	令和元年 7月31日
天野 みのり		
訪問鍼灸KE i R OW名古屋守山ス テーション	名古屋市守山区小幡南一丁目22番 8 号	令和元年 8月16日
湯澤 友道		
訪問鍼灸KE i R OW名古屋守山ス テーション	名古屋市守山区小幡南一丁目22番 8 号	令和元年 8月16日
石井 美恵子		
ほむら治療院	名古屋市名東区高針四丁目 419番地	令和元年 8月23日
野田 健二		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
シルフ鍼灸接骨院	名古屋市北区若葉通 4丁目 2番地の 1	令和元年 8月20日
横地 信行		
たか接骨院	名古屋市名東区大針二丁目13番地	令和元年 7月29日

岡本 喬裕		
-------	--	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 351号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
シルフ鍼灸接骨院	名古屋市東区東大曾根町18番 7号	令和元年 8月 1日
横地 信行		
えんどうじ接骨院	名古屋市西区那古野二丁目13番18号	令和元年 7月24日
柴田 俊一		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 352 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 10 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

一般社団法人 愛知県計量連合会

会長 神田 廣一

2 委託期間

令和元年 10 月 1 日から同年 12 月 27 日まで

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 353号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
岡本歯科医院	名古屋市北区柳原三丁目 1番 1号	令和元年 7月 3日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 354号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		生活協同組合コープあいち
介護事業者の所在地		名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の 1
介護事業所の名称		コープあいち福祉サービス昭和
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区御器所一丁目 3番10号
	新	名古屋市昭和区御器所二丁目 7番 2号
変更年月日		平成30年 7月15日

介護事業者の名称		有限会社ライフアップ
介護事業者の所在地		名古屋市守山区天子田二丁目 922番地
介護事業所の名称		介護ステーション雅
介護事業所の所在	旧	名古屋市守山区天子田三丁目 413番地

地	新	名古屋市守山区天子田二丁目 922番地
変 更 年 月 日	令和元年 8月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市北区清水四丁目17番 1号	
介 護 事 業 所 の 名 称	緑区介護保険事業所	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市緑区鹿山二丁目 1 番地の 5
	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社みるもあ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市千種区仲田二丁目15番12号	
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問看護ステーションみるもあ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市千種区今池三丁目12番14号
	新	名古屋市千種区仲田一丁目 2番19号
変 更 年 月 日	令和元年 7月16日	

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社DEAREST	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中川区打出二丁目 212番地の 1	
介 護 事 業 所 の 名 称	ケア・ハート	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区打出二丁目 212番地の 1
	新	名古屋市中川区打出二丁目 168番地の 1
変 更 年 月 日	平成31年 4月 1日	

4 居宅介護支援事業

介 護 事 業 者 の 名 称	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
-----------------	-------------------

介護事業者の所在地	名古屋市北区清水四丁目17番 1号
介護事業所の名称	緑区介護保険事業所
介護事業所の所在地	旧 名古屋市緑区鹿山二丁目 1 番地の 5
地	新 名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
変更年月日	平成31年 4月 1日

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社DEAREST
介護事業者の所在地	名古屋市中川区打出二丁目 212番地の 1
介護事業所の名称	ケア・ハート
介護事業所の所在地	旧 名古屋市中川区打出二丁目 212番地の 1
地	新 名古屋市中川区打出二丁目 168番地の 1
変更年月日	平成31年 4月 1日

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	生活協同組合コープあいち
介護事業者の所在地	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の 1
介護事業所の名称	コープあいち福祉サービス昭和
介護事業所の所在地	旧 名古屋市昭和区御器所一丁目 3番10号
地	新 名古屋市昭和区御器所二丁目 7番 2号
変更年月日	平成30年 7月15日

介護事業者の名称	有限会社ライフアップ
介護事業者の所在地	名古屋市守山区天子田二丁目 922番地
介護事業所の名称	介護ステーション雅
介護事業所の所在地	旧 名古屋市守山区天子田三丁目 413番地
地	新 名古屋市守山区天子田二丁目 922番地
変更年月日	令和元年 8月 1日

介護事業者の名称		社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
介護事業者の所在地		名古屋市北区清水四丁目17番 1号
介護事業所の名称		緑区介護保険事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鹿山二丁目 1 番地の 5
	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
変更年月日		平成31年 4月 1日

7 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
介護事業者の所在地		名古屋市北区清水四丁目17番 1号
介護事業所の名称		緑区介護保険事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鹿山二丁目 1 番地の 5
	新	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
変更年月日		平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 355号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
偕行会城西病院	名古屋市中村区北畑町 4丁目 1番地	令和元年 7月19日
くるみ調剤薬局名古屋駅 クリスタル店	名古屋市中村区名駅四丁目 1番 3号	令和元年 8月 8日
はしもと内科	名古屋市中川区大当郎二丁目1101番 地	令和元年 5月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日

ふくしま歯科医院	名古屋市緑区鳴海町字城23番地	平成31年 3月 1日
----------	-----------------	----------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 356号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
平尾哲夫 名古屋市緑区黒沢台四丁目 1105番地	ひらおクリニックデイケアセ ンターとも 名古屋市緑区黒沢台四丁目 1105番地	令和元年 7月 1日

2 介護予防短期入所生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
社会福祉法人大同福祉会	特別養護老人ホームゆうあい	令和元年

名古屋市南区白水町20番地	の里大同	7月30日
	名古屋市南区白水町20番地	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 357号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
荒川歯科医院	名古屋市中川区山王三丁目 9番 8号	平成31年 4月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
荒川歯科医院	名古屋市中川区山王三丁目 9番 8号	平成31年 4月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
下田薬局	名古屋市中村区並木二丁目 321番地	令和元年 7月31日
大栄堂薬局	名古屋市瑞穂区彌富通 1丁目27番地	令和元年 8月31日
荒川歯科医院	名古屋市中川区山王三丁目 9番 8号	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 358号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
三井住友海上ケアネット株式 会社 東京都世田谷区粕谷 2― 8― 3	ゆうらいふ千種訪問介護事業 所 名古屋市千種区仲田二丁目15 番 8号	令和元年 8月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 359号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		医療法人衆済会
介護事業者の所在地		名古屋市中村区竹橋町35番28号
介護事業所の名称		ますこ訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区豊国通 4丁目38番地
	新	名古屋市中村区竹橋町25番14号
変更年月日		令和元年10月 1日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	ポポ調剤薬局
	新	ぽぽ調剤薬局
介護事業所の所在地		名古屋市緑区六田一丁目 192番地

変 更 年 月 日	令和元年 7月 25日
-----------	-------------

介 護 事 業 所 の 名 称	なごや東在宅ケアクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区山香町 110番地
	新	名古屋市名東区植園町 3丁目18番地
変 更 年 月 日	令和元年 8月 1日	

3 通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	ケアパートナー株式会社	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区港南二丁目16番 1号
	新	東京都品川区南大井六丁目20番14号
介 護 事 業 所 の 名 称	ケアパートナー本陣	
介護事業所の所在地	名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号	
変 更 年 月 日	令和元年 7月 1日	

4 居宅介護支援事業

介 護 事 業 者 の 名 称	ケアパートナー株式会社	
介護事業者の所在地	旧	東京都港区港南二丁目16番 1号
	新	東京都品川区南大井六丁目20番14号
介 護 事 業 所 の 名 称	ケアパートナー本陣	
介護事業所の所在地	名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号	
変 更 年 月 日	令和元年 7月 1日	

5 地域密着型通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社 t a n g e	
介護事業者の所在地	名古屋市守山区向台二丁目2204番地	
介護事業所の名称	旧	茶話本舗デイサービス高針台
	新	デイデイ

介護事業所の所在地	名古屋市名東区勢子坊四丁目 505番地
変更年月日	令和元年 5月 1日

6 予防専門型通所介護

介護事業者の名称		ケアパートナー株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都港区港南二丁目16番 1号
	新	東京都品川区南大井六丁目20番14号
介護事業所の名称		ケアパートナー本陣
介護事業所の所在地		名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号
変更年月日		令和元年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 360号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和元年11月20日（水）から同月29日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和元年11月20日（水）から同月29日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和元年11月20日（水）から同月30日（土）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和元年11月21日（木）から同月30日（土）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

令和元年12月20日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 215戸
事故住宅 21戸

(2) 改良住宅

空家住宅 8戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学
校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 129戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 12戸

事故住宅 1戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 88戸

事故住宅 17戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成25年度第 3回一般募集から令和元年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成25年度第 3回一般募集から令和元年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2)から(13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 361 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和元年11月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

御器所三丁目天池・御所・洲原 3 番地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市昭和区御器所三丁目1805番	令和元年10月 2 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 362号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和元年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和元年11月15日から同月17日まで、同月24日、同月30日及び12月 1日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用す	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

る場合を除く。)		
----------	--	--

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市教育委員会告示第15号

教育委員会定例会の開催について

令和元年11月 5日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和元年10月29日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則案について

令和元年度一般会計補正予算について

契約の締結について

指定管理者の指定について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

令和 2年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について

令和 2年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について

名古屋市学校保健優良校の表彰について

教職員人事

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和元年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1468号	ライフワ ン・サー ビスL O S	大鷲 一郎	名古屋市緑区平手北 一丁目1106番地パー クサイド竈山 105	令和元年 9月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第15条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第17条第3号の規定により公告する。

令和元年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定を取り消した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	取消年月日
第 746号	住田建設 株式会社	住田 高寿	愛知県津島市東柳原 町 4丁目10番地	令和元年 9月 6日
第 872号	有限会社 イーエス アール	岡田 健司	名古屋市港区当知二 丁目1809番地	令和元年 9月 6日
第 956号	山水工業 株式会社	矢野 正義	愛知県刈谷市青山町 3丁目 1番地 1	令和元年 9月 6日
第1078号	共電工事 株式会社	榎本 伸哉	名古屋市北区下飯田 町 1丁目26番地	令和元年 9月 6日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1468号	ライフワ ン・サー ビスL O S	大鷲 一郎	名古屋市緑区平手北 一丁目1106番地パー クサイド竈山 105	令和元年 9月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の取消公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 8条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定を取り消したので、同規程第22条第 1項第 3号の規定により公告する。

令和元年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定を取り消した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	取消年月日
第 746号	住田建設 株式会社	住田 高寿	愛知県津島市東柳原 町 4丁目10番地	令和元年 9月 6日
第 872号	有限会社 イーエス アール	岡田 健司	名古屋市港区当知二 丁目1809番地	令和元年 9月 6日
第 956号	山水工業 株式会社	矢野 正義	愛知県刈谷市青山町 3丁目 1番地 1	令和元年 9月 6日
第1078号	共電工事 株式会社	榎本 伸哉	名古屋市北区下飯田 町 1丁目26番地	令和元年 9月 6日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

正

誤

令和元年10月 2日付け名古屋市公報第22号中の訂正について

ページ	件 名	誤	正
27	上下水道局管理規程第8号 附則第1項中	附則第4項	附則第5項

なお、名古屋市公報第22号の該当ページは、本日訂正しました。